

令和4年度 財政的援助団体等監査実施結果の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき執行した監査の結果について、同条第9項の規定により公表する。

1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（出資団体）
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（公の施設管理団体）

2 監査実施団体 16団体

(1) 出資団体 8団体

公益財団法人 長田ふるさと財団
山梨県土地開発公社
公益財団法人 やまなみ文化基金
公益財団法人 山梨県下水道公社
山梨県住宅供給公社
公益財団法人 山梨県暴力追放運動推進センター
公益財団法人 やまなし産業支援機構
公益財団法人 山梨県馬事振興センター

(2) 補助金等交付団体 4団体

一般社団法人 山梨県医師会【山梨県医療提供体制づくり等交付金】
公益社団法人 山梨勤労者医療協会【山梨県看護師等養成所運営費補助金】
【共立高等看護学院運営費補助金】
公益社団法人 やまなし観光推進機構【やまなし観光推進機構事業費補助金】
一般社団法人 山梨県農業会議【農業委員会ネットワーク機構補助金】

(3) 公の施設管理団体 4団体

社会福祉法人 山梨ライトハウス【山梨県立青い鳥老人ホーム】
社会福祉法人 山梨県障害者援護協会【山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮】
山梨県職業能力開発協会【山梨県立中小企業人材開発センター】
きらっとやまなし共同事業体【山梨県立図書館】

3 監査対象期間

令和3年度

4 監査実施期間

令和4年10月21日～令和5年2月9日

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

(昨年度)

(1) 指摘事項のあった団体	0 団体	(1 団体)
・指摘件数	0 件	(1 件)
(2) 指導事項のあった団体	13 団体	(19 団体)
・指導件数	29 件	(44 件)
(3) 注意事項のあった団体	8 団体	(7 団体)
・注意件数	11 件	(12 件)
計	40 件	(57 件)

※ 指摘事項、指導事項及び注意事項がなかった団体・・・ 2 団体 (3 団体)

7 指摘事項等の概要

- (1) 指摘事項 なし
- (2) 指導事項 (13 団体、29 件)
 - ・規程等に定める事務処理が行われていないものや取扱いの不備 14 件
 - ・財務諸表等に係る不備 4 件
 - ・長期未収金 3 件 等
- (3) 注意事項 (8 団体、11 件)
 - ・財務諸表等に係る軽易な不備 4 件 等

8 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は次のとおりである。

今回の監査において、各団体で定められた規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものや指定管理施設の管理に関する基本協定書及び管理運営業務仕様書と実態が相違しているものなどが見受けられた。

所管課においては、団体に対し、今回の指導事項及び注意事項について事務改善を促し、その取組の実施状況を的確に把握するとともに、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の更なる適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。